

令和
5年度

夏の交通事故防止運動

3つの重点 2023.7.11(火)~7.20(木)

1 子どもと高齢者の交通事故防止



- 道路を横断するときは、飛び出さず、左右の安全をよく確認しましょう。
- 早朝、夕暮れ時、夜間外出するときは、明るい色の服装に夜光反射材を着用しましょう。
- 加齢に伴い身体機能は低下します。体調を考慮し、慎重に運転しましょう。

2 自転車の安全利用の促進～ かごしま自転車条例の更なる理解促進



- 自転車を利用するときは、ヘルメットを着用しましょう。
- 「かごしま自転車条例」を守りましょう。
- 自転車利用者等の自転車損害賠償保険などへの加入は義務です。
- 中学生以下の子どもにヘルメットを着用させるのは保護者の義務です。
- 自転車も車両です。交通ルールを守って安全運転に努めましょう。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、
安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

3 全ての座席のシートベルトの着用と チャイルドシートの正しい使用の徹底

- シートベルトは、事故発生時の被害を軽減するなど、命を守る大切なものです。全席シートベルト着用を徹底しましょう。
- チャイルドシートを装着する際は、確実な使用適正な取り付けを心がけ、お子様の安全確保に努めましょう。



1つの取り組み

1 特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)に関する交通ルールの理解促進

- 本年7月1日より道路交通法が改正され、性能上の最高速度が自転車と同程度であるなどの一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車に区分され、新たな交通ルールが適用されることとなりました。交通ルールを守り、適切な利用に努めましょう。



特定小型原動機付自転車の交通ルール (一部のみ)

- 免許証の有無:不要
- ヘルメットの着用:努力義務
- 走行場所:車道、自転車レーン、
条件付きで歩道
- 速度制限:時速20km(歩道時速6km)
- 年齢制限:16歳以上